川崎市立高津中学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、川崎市立高津中学校PTA(以下「本会」と称す)の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

(個人情報の定義)

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その 他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者はPTA会長及びPTA役員とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者はPTA役員及び常任委員会とする。

(守秘義務)

第6条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取得)

- 第7条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し、原則として本人から直接取得する。また、円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。
 - (1)会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレス)
 - (2)会員の子どもの氏名・クラス
 - (3)必要に応じ、会員や会員の子どもなどの写真

(個人情報の利用目的)

- 第8条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。
 - (1)PTAの活動における連絡および名簿の作成
 - (2)広報紙の作成などにおける写真等
 - (3)川崎市PTA連絡協議会、高津区PTA協議会などのPTA関係団体からの依頼

(個人情報の利用制限)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規則により特定された利用目的の範囲を超 えて個人情報を取扱わないものとする。

(管理)

第10条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者 立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出等)

第11条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態 を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど 適切におこなう。

(第三者提供の制限)

- 第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわない ものとする。
 - (1)法令に基づく場合
 - (2)人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
 - (3)公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要がある場合
 - (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の共同利用)

第13条 本会は、高津中学校と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利用することがある。

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第14条 個人情報を第三者(第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
 - (1)第三者の氏名
 - (2)提供する対象者の氏名
 - (3)提供する情報の項目
 - (4)対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者(第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3)提供を受ける対象者の氏名
- (4)対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(情報漏えい対策)

第17条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について 研修を実施する。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

附則

本規則は、令和元年4月1日より施行する。